

ワンタイム口座サービス利用規程 新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
ワンタイム口座サービス利用 <u>規程</u>	ワンタイム口座サービス利用 <u>規定</u>
(新設)	お客さまが、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）からワンタイム口座サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものと取り扱う。 本規定は、預金口座取引一般規定および提携サービス基本規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。
第 1 条（ワンタイム口座サービス）	第 1 条（定義）
(新設)	本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとりとする。
(新設)	(1) ワンタイム口座 当社が法人のお客さまからの申し込みを受けて発番する、振込金の収納専用口座番号のことをいう。便宜上「ワンタイム口座」と呼称するが、預金口座ではない。
(新設)	(2) 収納口座 ワンタイム口座に振り込まれた資金の振替先となる、お客さまが指定した口座をいう。収納口座は当社に開設された普通預金口座に限る。
ワンタイム口座サービス（以下「本サービス」といいます）とは、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます）がお客さま（法人のお客さまに限ります）から申し込みを受けて発番する振込金の収納専用口座番号（以下便宜上「ワンタイム口座」といいますが、預金口座ではありません）宛てに振込入金があった場合、その都度、当社所定の方法により、入金があったことを通知し、入金された資金をお客さまの指定口座（当社に開設された普通預金口座に限るものとし、以下「収納口座」といいます）に振り替えるサービスをいいます。なお、ワンタイム口座サービスは、当社所定の振込サービスを利用した振込についてのみ使用できるものとします。	(3) 本サービス ワンタイム口座サービスのことで、ワンタイム口座宛に振込入金があった場合、その都度、当社所定の方法により、入金があったことを通知し、入金された資金を収納口座に振り替えるサービスをいう。 なお、<u>本サービス</u>は、当社所定の振込サービスを利用した振り込みについてのみ使用できる。
(新設)	(4) 一般規定

旧	新
(新設)	<u>預金口座一般規定をいう。</u>
(新設)	<u>(5) 提携規定</u> <u>提携サービス基本規定をいう。</u>
(新設)	<u>(6) 申込書</u> <u>本サービスに関する当社所定の利用申込書をいう。</u>
(新設)	<u>(7) 入金通知</u> <u>ワンタイム口座宛の振込入金の処理が完了したことを、当社所定の方法で、お客さまが指定する URL 宛に通知することをいう。</u>
(新設)	<u>(8) 応答通知</u> <u>お客さまが、入金通知を受けたことを当社に通知することをいう。</u>
<u>第2条（適用規程）</u>	(削除)
1. <u>本サービスには、本利用規程のほか「預金口座取引一般規定」（以下「一般規定」といいます）、「決済サービス基本規程」（以下「基本規程」といいます）が適用されるものとします。</u>	
2. <u>本利用規程は、一般規定および基本規程に付帯するものとし、本利用規程と一般規定または基本規程の定めが異なるときは、本利用規程が優先するものとします。</u>	
<u>第3条（契約の成立）</u>	<u>第2条（利用申込と契約の成立）</u>
1. <u>お客さまは、本サービスに係る当社所定の仕様書を確認したうえで、当社所定の利用申込書（以下、単に「申込書」といいます）を当社に提出することにより、本サービスの利用申込みを行うものとします。なお、お客さまが利用申込みを行った場合、一般規定、基本規程、本利用規程、本サービスの仕様書、本サービス利用申込書に記載された条件その他、当社が本サービスについてホームページに記載する事項に同意したものとみなします。</u>	1. <u>本サービスの利用を希望するお客さまは、申込書を当社に提出することにより、サービスの利用申込を行う。利用申込は、次の規定等に定める内容を確認し、内容に同意したうえで行う。</u>
	<u>(1) 本規定</u>
	<u>(2) 本サービスに関する、当社所定のサービス仕様書</u>
	<u>(3) 一般規定</u>
	<u>(4) 提携規定</u>
	<u>(5) 申込書に記載された条件</u>

旧	新
2. 当社がお客さまから提出された申込書を確認し、お客さまからの利用申込みを承諾した時点において、お客さまと当社の間で当該利用申込みに係る契約が成立するものとします。	(6) その他、当社が本サービスについてホームページに記載する事項 2. 当社がお客さまから提出された申込書を確認し、お客さまからの利用申込を承諾した時点において、お客さまと当社の間で当該利用申込に係る契約が成立する。
第4条（ワントタイム口座の発番および割当て等） 1. 当社は、第3条第2項の定めに基づき契約が成立した後、申込書に記載された収納口座と関連づけてワントタイム口座を発番し、当社所定の方法により、その旨をお客さまに通知します。なお、当社は、ワントタイム口座を 100 口座単位で発番するものとします。 2. 当社は、ワントタイム口座の割当てを行いません。お客さまは、お客さまの任意でワントタイム口座を振込人に割り当て、お客さまの管理において、振込人による振込の確認を行うものとします。	第3条（ワントタイム口座の発番および割当て等） 1. 当社は、本サービスに係る契約が成立した後、申込書に記載された収納口座と関連づけてワントタイム口座を発番し、当社所定の方法により、その旨をお客さまに通知する。なお、当社は、ワントタイム口座を 100 口座単位で発番する。 2. 当社は、ワントタイム口座の割当てを行わない。お客さまは、お客さまの任意でワントタイム口座を振込人に割り当て、お客さまの管理において、振込人による振込の確認を行う。
第5条（入金通知および応答通知） 1. 当社は、お客さまに発番したワントタイム口座宛ての振込入金の処理が完了した場合、その都度、当社所定の方法により振込入金があったことを、お客さまが指定するURL 宛に通知します。（以下「入金通知」といいます）なお、お客さまは、システム処理や通信機器等の状況によって、お客さまに入金通知が到達するまでに時間を要する場合があることを予め了承します。 2. 前項にかかわらず、当社は、以下の各号に定める場合、お客さまに入金通知を行いません。 ①ワントタイム口座における入金処理ができない場合 ②通信機器・回線・コンピュータ等の障害もしくは回線の不通が発生した場合 ③お客さまと当社が入金通知を不要とする旨を取り決めた場合 3. お客さまは、当社より入金通知を受けた場合、所定の方法により当社にその旨を通知します。（以下「応答通知」といいます）	第4条（入金通知および応答通知） 1. 当社は、ワントタイム口座宛ての振込入金の処理が完了した都度、入金通知を発する。 なお、お客さまは、システム処理や通信機器等の状況によって、お客さまに入金通知が到達するまでに時間を要する場合があることをあらかじめ了承する。 2. 前項にかかわらず、当社は、次の各号に定める場合、お客さまに入金通知を行わない。 （1）ワントタイム口座における入金処理ができない場合 （2）通信機器・回線・コンピューター等の障害もしくは回線の不通が発生した場合 （3）お客さまと当社が入金通知を不要とする旨を取り決めた場合 3. お客さまは、当社より入金通知を受けた場合、応答通知を発する。

旧	新
4. 当社は、応答通知を確認できない場合、一定期間、反復して、お客さまに対して入金通知を行う<u>もの</u>とします。 第6条（振入入金資金の振替等） 1. 当社は、ワンタイム口座宛ての振入入金の処理が完了した後、速やかに振入入金された資金を当該ワンタイム口座に係る収納口座に振り替えます。なお、本サービスにおいて、振入入金された資金を複数の収納口座に振り替えることはできません。 2. 当社は、前項の定めに従い振替を行った後、収納口座の普通預金明細に当該振替に係る当社所定の情報を表示します。 3. 当社は、ワンタイム口座宛てに振り込まれた資金について振込人より<u>組み戻し</u>依頼があり、お客さまがこれに同意した場合、収納口座より組み戻しを行います。 第7条（ワンタイム口座の追加および削除） お客さまは、ワンタイム口座の追加または削除を希望する場合、当社所定の方法により申し込む<u>もの</u>とします。 第8条（収納口座の変更等） 1. お客さまは、原則として収納口座を変更することはできません。 2. お客さまは、本サービスにおいて複数の収納口座の利用を希望する場合、収納口座毎に本サービスの利用申し込みを行う<u>もの</u>とします。 第9条（禁止事項） 1. お客さまは、海外送金による資金の受け取りに本サービスを利用してはならないものとします。 2. お客さまは、以下に該当する商品や役務の対価の受け取りまたは回収代行に本サービスを利用してはならないものとします。 ①当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害、または侵害する恐	4. 当社は、応答通知を確認できない場合、一定期間、反復して、お客さまに対して入金通知を行う。 第5条（振入入金資金の振替等） 1. 当社は、ワンタイム口座宛の振入入金の処理が完了した後、速やかに振入入金された資金を当該ワンタイム口座に係る収納口座に振り替える。なお、本サービスにおいて、振入入金された資金を、複数の収納口座に振り替えることはできない。 2. 当社は、前項の定めにしたがい<u>振り替え</u>を行った後、収納口座の普通預金明細に、当該振替に係る当社所定の情報を表示する。 3. 当社は、ワンタイム口座宛に振り込まれた資金について、<u>振込人より組み戻し</u>依頼があり、お客さまがこれに同意した場合、収納口座より組み戻しを行う。 第6条（ワンタイム口座の追加および削除） お客さまは、ワンタイム口座の追加または削除を希望する場合、当社所定の方法により申し込む。 第7条（収納口座の変更等） 1. お客さまは、原則として収納口座を変更できない。 2. お客さまは、本サービスにおいて複数の収納口座の利用を希望する場合、収納口座ごとに本サービスの利用申し込みを行う。 （削除）

旧	新
<u>れのあるもの。</u> ②<u>当社のサービス運営を妨害するもの、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害するもの、当社又は第三者に不利益を与えるもの。</u> ③<u>本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により当社または第三者の個人情報を収集するもの。</u> ④<u>法律、政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反するもの。</u> ⑤<u>反社会的あるいは反道徳的な行為を目的とするもの。</u> ⑥<u>以下に掲げる類の公序良俗に反する表現・内容を含むもの。</u> ア. <u>犯罪を肯定・美化する表現・内容</u> イ. <u>性に関する表現で、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容</u> ウ. <u>醜悪・残酷な表現で、消費者に不快感を与える恐れのある表現・内容</u> エ. <u>不良商法・詐欺的とみなされる表現・内容</u> オ. <u>非科学的・迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与える表現・内容</u> カ. <u>誹謗中傷・人権侵害になる表現・内容</u> キ. <u>その他、当社が公序良俗に反すると判断する表現・内容</u>	
第 10 条（本サービスの取扱時間） 本サービスの取扱時間は、原則として、<u>24 時間 365 日</u>とします。ただし、当社が、システム点検のため、またはシステム障害その他のやむを得ない事由により営業を停止している場合はこの限りでは<u>ありません</u>。 （新設）	第 8 条（本サービスの取扱時間） 1. <u>本サービスの取扱時間は、原則として、24 時間 365 日とする。</u>ただし、当社が、システム点検のため、またはシステム障害その他のやむを得ない事由により営業を停止している場合はこの限りではない。 2. <u>毎日 23 時 58 分から翌 0 時 5 分の間、収納口座となる普通預金口座は、ワンタイム口座を経由した入金以外の入出金を受け付けることができない。</u>
第 11 条（手数料等） 1. 本サービスにかかる契約手数料、月間手数料、ワンタイム口座の月額利用料および各手数料等の支払い条件は、当社が別途定めるところによる<u>ものとします</u>。なお、本サービスに係る契約に基づき、当社が月中にワンタイム口座の全部<u>または</u>一部の利用を	第 9 条（手数料等） 1. 本サービスにかかる契約手数料、月間手数料、ワンタイム口座の月額利用料および各手数料等の支払い条件は、当社が別途定めるところによる。なお、本サービスに係る契約に基づき、当社が月中にワンタイム口座の全部<u>もしくは</u>一部の利用を停止<u>もしくは</u>

旧	新
停止または終了した場合、または月中にワンタイム口座が発番された場合のいずれにおいても、当月におけるワンタイム口座の月額利用料が全額発生するものとします。 2. 前項の各種手数料等に係る事項は、お客さまと当社で協議のうえ、随時見直すことができるものとします。	終了した場合、または月中にワンタイム口座が発番された場合のいずれにおいても、当月におけるワンタイム口座の月額利用料が全額発生する。 2. 前項の各種手数料等に係る事項は、お客さまと当社で協議のうえ、随時見直すことができる。
<u>第12条（本サービスの変更、中止または終了）</u> 1. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの内容を変更できるものとします。なお、変更に伴いお客さまのシステムに改変等の必要が生じる場合、お客さまは、自己の責任と負担においてお客さまのシステムの改変等を行うものとします。 2. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができるものとします。	（削除）
<u>第13条（本サービスの利用終了手続）</u> 1. お客さまは、本サービスの利用終了を希望する場合、利用終了希望日の3ヶ月前までに当社所定の本サービス利用終了申込書を当社に提出するものとします。 2. 当社は、前項の定めに従い提出された本サービス利用終了申込書を受領した場合、遅滞なくお客さまに利用終了日を通知するものとします。	（削除）
<u>第14条（本サービス提供の終了等）</u> 1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客さまの承諾なく、ワンタイム口座の発番を含む本サービスの一部または全部の提供を停止または終了できるものとします。 ① <u>本サービスがお客さままたは第三者によって不正に使用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合</u> ② <u>当社が、一般規定第17条第3項に基づき収納口座における預金取引の全部または一部を停止した場合</u> ③ <u>収納口座が解約された場合</u>	（削除）

旧	新
④ <u>お客さまが、本利用規程の変更に同意しない場合</u> ⑤ <u>お客さまが、一般規定、基本規程、または本利用規程に違反した場合</u> ⑥ <u>前各号の他、当社が本サービスの提供を停止または終了すべきと判断する相当の事由がある場合</u> 2. <u>前項第1号に定める場合、お客さまは、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことを予め承諾し、これに協力するものとします。</u> 第15条（免責） 当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因して生じた本サービスに係る損害について一切責任を負いません。 ① <u>天災地変、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</u> ② <u>当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき</u> ③ <u>第12条に基づき、当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき</u> ④ <u>第14条第1項に基づき、当社がワンタイム口座の発番を停止もしくは終了し、または本サービスの提供を停止もしくは終了したとき</u> ⑤ <u>当社の責めに帰すべき事由がないとき</u> 第16条（準拠法および裁判管轄） 1. <u>本規程は、日本法を準拠法とします。</u> 2. <u>本サービスに関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</u> 第17条（規程の変更等） 1. 当社は、本規程を変更する場合は、原則として変更内容を当社所定のインターネット	第10条（免責） 当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因して生じた本サービスに係る損害について一切責任を負わない。 （削除） （削除） （1）<u>提携サービス基本規定</u>に基づき、当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき （削除） （2）当社の責めに帰すべき事由がないとき （削除） 第11条（規定の変更等） 1. 当社は、<u>本規定</u>を変更する場合は、原則として変更内容を当社所定のインターネット

旧	新
トホームページへの掲示により告知<u>します</u>。なお、お客さまが当該告知後に応答通知を行ったときは、変更後の規程を承認したものと<u>みなします</u>。 2. 本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによる<u>もの</u>と<u>します</u>。当社の他の規定、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知<u>します</u>。 以上	ホームページへの掲示により告知<u>する</u>。なお、お客さまが当該告知後に応答通知を行ったときは、変更後の規定を承認したものと<u>みなす</u>。 2. 本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによる<u>もの</u>と<u>する</u>。当社の他の規定、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知<u>する</u>。 以上 【2025 年 4 月 10 日】

施行日：2025 年 4 月 10 日